

令和7年第5回高浜市議会臨時会会議録

令和7年第5回高浜市議会臨時会は、令和7年7月30日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第52号 高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第53号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第5回）
日程第5 報告第11号 専決処分の報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山啓	6番	今原ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
9番	長谷川広昌	10番	北川広人
11番	鈴木勝彦	12番	柴口征寛
13番	倉田利奈	14番	黒川美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副市	長	深谷直弘
教	育	長岡本竜生
企	画	部長野口恒夫
総合政策グループ	リーダー	榊原雅彦
総合政策グループ	主幹	原田優
秘書人事グループ	リーダー	京極昌彦
総	務	部長杉浦崇臣

財務グループリーダー	平 川 亮 二
市 民 部 長	岡 島 正 明
税務グループリーダー	西 口 尚 志
福 祉 部 長	竹 内 正 夫
こども未来部長	磯 村 順 司
こども育成グループリーダー	板 倉 宏 幸
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
土 木 グ ル ー プ リ ー ダ ー	島 口 靖
学 校 経 営 グ ル ー プ リ ー ダ ー	清 水 健

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	内 藤 克 己
主 査	森 本 将 史
主 事	大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（神谷直子） 皆さん、おはようございます。

令和7年第5回高浜市議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、公私ともに御多用のところ皆様方の御出席を賜り、誠にありがとうございました。

本臨時会に提案されました案件につきまして、厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

午前10時00分開会

○議長（神谷直子） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第5回高浜市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第5回高浜市議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃より、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し

上げます。

本日、提案をさせていただきます案件は、議案2件、報告1件でございます。詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御承認あるいは御可決を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時2分開議

○議長（神谷直子） これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

○議長（神谷直子） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、2番、荒川義孝議員、4番、杉浦康憲議員を指名いたします。

○議長（神谷直子） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、招集されました令和7年第5回高浜市議会臨時会の運営につきましては、去る7月23日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件について検討しました結果、会期は本日1日間とし、議案の取扱いにつきましては、議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で行い、続いて、報告第11号の報告を受けることに決定いたしました。

本臨時会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。お願いいたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日１日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日１日間と決定いたしました。

○議長（神谷直子） 日程第３ 議案第52号 高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（野口恒夫） 議案第52号 高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案参考資料の３ページ、新旧対照表も併せて御覧ください。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額について、企業職員についても同様の対応を行うため改正するものでございます。

改正内容としましては、給与の減額を定めた第16条第２項において、これまでの部分休業は１日当たり２時間未満であり、１日の勤務時間の一部を減額しておりましたが、１年につき最大10日相当分を超えない範囲の第２号部分休業が追加され、１日勤務しない場合もあることから、全部または一部と改めるものでございます。

なお、施行日は本年10月１日からとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） １点伺います。本議案は、育児や介護のための部分休業について制度の整備を行うもので、職員の働きやすさを支える前向きな改正だと受け止めております。しかし、制度があるだけでは十分とは言えないのではないかと。実際に育児や介護の事情を抱えた職員が気兼ねなくこの制度を利用できる職場環境あるいは雰囲気があるかどうかは制度の実効性を左右するのではないかと考えます。

特に職場の人員体制や業務の負担、分担によっては休みたくても休めない、周囲に迷惑をかけてしまうのでは、そういった心理的ハードルが生じがちではないかと思えます。

そこで伺いたいのが、今回の改正対象となる職場において、育児や介護に伴う休業制度が実際に利用されやすい職場づくりや雰囲気づくりについて、どのような配慮や取組が行われているの

か、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） 先ほど御質問をいただきました、育児休業や介護休暇を取りやすい職場の体制をどのようにしているかというところなんですが、まず育児休業につきましては各部署の管理職を子育て応援リーダーとさせていただきまして、育児休業を取りやすいように管理職が職員に話をするようにさせていただいております。

また、子育て応援ハンドブックや、介護の支援の応援ハンドブックなどを作成しまして、職員が子育てや育児、介護のときにどのような制度を活用できるか、そういったことを周知をさせていただいております。また、そういった介護や育児など、そのような状況になったときに秘書人事グループで気軽に相談できるように、対象となる職員については秘書人事グループから相談をするように声かけなどもさせていただいております。以上となります。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今回、高浜市の企業職員のということで、企業職員という対象となる職員が高浜市に現在、みえるのでしょうか。みえるのであれば、部署及び人数をお聞かせいただきたいのと、あわせて、今回、企業職員のみこの臨時議会に上がってきた、議案として上がってきた理由についてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） 当市においての企業職員は、上下水道グループの水道に関わる職員になります。職員数は、水道なので5名程度だと思います。申し訳ございません。

このタイミングで企業職員の条例を改正したのが、愛知県のほうからこの条例を改正するように5月27日に通知がございまして、それに伴い条例を今回改正させていただいたものとなります。以上となります。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 5月末に愛知県のほうからそういう通知があったということなんですけど、そうなってくると6月議会の最終日とかに上げることができたと思うんですけど、なぜあえてこの臨時議会で上程されたのか、教えていただきたいと思います。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） 一応、5月27日に通知が来たんですが、こちら5月29日が告示日で情報提供をさせていただきましたので、10月1日からの施行でございましたので、今回の臨時会で諮らせていただいたものとなります。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第52号 高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案を可決することに決定いたしました。

○議長（神谷直子） 日程第4 議案第53号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第5回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第53号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第5回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,908万4,000円を追加し、補正後の予算総額を196億4,534万7,000円といたすものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項1目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び15款2項2目

民生費県補助金の保育所等給食費軽減対策支援事業費補助金は、物価高騰に直面する民間保育所等運営事業者への給食費軽減対策支援事業に対する補助金などを計上いたすものでございます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものでございます。

20款4項2目雑入の保育園園児給食費実費収入は、物価高騰の影響を受ける公立保育園園児の給食費に係る令和7年度値上げ分を値下げすることに伴い、減額いたすものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項3目市民活動支援費は、本郷町地内の公有財産と神明町地内のあいち中央農業協同組合所有の財産を交換するための交換差金を新たに計上いたすものでございます。

3款2項2目保育サービス費は、対象となる民間の保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に対し、給食に係る経費の一部を支援するための補助金を新たに計上いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び款項目節をお示しいただきますようお願いいたします。

2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） それでは補正予算書の22ページ、23ページ、土地・家屋購入費についてお願いいたします。

旧高取幼稚園の用地をJ Aあいち中央所有の土地・建物と交換することとした理由をまず教えてください。また、J Aとのこれまでの協議の経過も併せてお願いいたします。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） まず交換することとした理由でございますが、旧高取幼稚園用地の隣地にJ Aあいち中央産直センターがあることと、現在、翼ふれあいプラザがJ Aあいち中央から借りている土地・建物であることから、普通財産の活用並びに歳入確保及び歳出削減を目的として、J Aあいち中央農業協同組合と交換いたすものでございます。

これまでの協議の経過といたしましては、令和3年度から協議を開始しまして、旧高取幼稚園は建物取壊し後、旧J A高浜中部支店は現状にて交換することなど、交換の前提を確認をしたところでございます。また、令和5年度には双方において鑑定評価を行っております。令和6年度には、それぞれの鑑定評価結果を基に交換契約額を交渉しました。また、令和7年1月1日現在で再度鑑定評価を行いました。そして今年度4月末、最終的に交換差金40万円で交渉し、双方において内諾を得られたことから、今回補正予算にて交換差金を計上させていただいたところでございます。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

今、協議の経過について御答弁いただきましたが、この協議でございますが相当の日数を要しておりますが、その理由について教えてください。また、併せて今回の交換による市側の具体的なメリットについてお願いいたします。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） まず、協議に日数を要した原因としましては、当初、双方の鑑定評価額がこれに隔たりがあつて、その調整を行っていたためでございます。

また、交換による市側のメリットといたしましては、毎年、翼ふれあいプラザの土地・建物借上料として約430万円を支払っております。交換後はこの借上料の支払いが不要になってまいります。また、産直センターの隣地である旧高取幼稚園の土地をJ Aさんのほうが取得することによりまして、今後どのように活用されるかは現時点では承知しておりませんが、地域の活性化の面で、市にとってもプラスに作用する可能性は高いと感じておるところでございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） それでは5点ほど質問させていただきます。

議案第53号、主要・新規事業等の概要4ページに、旧高取幼稚園の活用について交換協議を行ってきたということで今質問がありましたけれども、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

それから、J A所有不動産鑑定評価額1億7,400万円とありますが、土地の鑑定評価額と建物の鑑定評価額をそれぞれお答えください。

3つ目、ふれあいプラザの借地料とその積算根拠をお答えください。

質問4、旧高取幼稚園の土地と翼ふれあいプラザの土地の路線価格は幾らになるのかお答えください。

質問5、旧高取幼稚園と翼ふれあいプラザの不動産鑑定評価額は、どのような手続で決定されたのか、お答えください。

6番目、旧高取幼稚園と翼ふれあいプラザの土地の交換は、市とJ Aにとってはお互いによいことだと思いますので早く交換をしていただきたいと思います。今後のスケジュールについてお答えください。以上です。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 今の質問の中で、財務グループ所管についてまずお答えさせていただきます。

最初の問1の協議の内容をもう少し詳しくというところですが、詳しく御説明するところとし

ましては、令和5年度双方において鑑定評価を行っているという点については、令和5年10月1日現在の価格にて、市は市所有の旧高取幼稚園の用地と翼ふれあいプラザの土地・建物で、J AさんはJ AさんにおいてJ Aさん所有の土地・建物の鑑定評価と市の旧高取幼稚園の用地の鑑定評価を行って、双方でそれぞれの財産を評価したということを令和5年度に行っております。

続きまして、令和6年度、先ほどの総務部長の答弁で令和7年1月1日現在で再度、鑑定評価時点修正、再鑑定をしたということでございますが、こちらについては、高浜市においては市所有の旧高取幼稚園の時点修正を行っております。J Aさんにおいては、J Aさん所有の翼ふれあいプラザの土地・建物について、こちら建物がございますので再鑑定を行っております。

今年度についての補足の説明としましては、最終的に交換差金40万円で落ち着いたということですけれども、念のため令和7年6月1日現在で市において全ての財産について最新の価格にて確認の意味をもって、不動産鑑定士に調査をお願いし、金額の適正なところを確認しております。

あと、不動産協議の際の出席者についてでございますが、協議の出席については、市からは副市長、総務部長、財務グループリーダー、担当の4名、J Aさんからは部長、担当の2名で基本的には協議を行っております。

2つ目、J A所有不動産鑑定評価額1億7,400万円の土地・建物の鑑定評価額の内訳でございますが、土地の鑑定評価額が1億4,500万円、建物の鑑定評価額が2,900万円、合計で1億7,400万円でございます。

続きまして、5つ目の御質問でございました、旧高取幼稚園と翼ふれあいプラザの不動産鑑定評価額をどのような手続で決定されたのかというところで、不動産鑑定評価額は不動産鑑定士が積算しますので、不動産鑑定評価額をどのような手続で採用したのかという観点でお答えさせていただきます。

令和5年10月1日時点の価格による旧高取幼稚園用地と翼ふれあいプラザに係る不動産鑑定評価を先ほどのとおり、市、J A双方において行っております。次に、令和7年1月1日時点の価格について、市は所有する財産の時点修正、J AさんはJ Aさんの所有する翼ふれあいプラザの再鑑定を行っております。最終的には令和7年6月1日時点の価格による旧高取幼稚園用地と翼ふれあいプラザに係る時点修正を市において実施し、最終的な不動産鑑定評価額の妥当性を確認し採用しております。

最後の御質問の今後のスケジュールについてというところでお答えさせていただきます。今回の補正予算を御可決いただいた場合、8月上旬にはあいち中央農業協同組合様と不動産交換の仮契約を締結させていただきます。9月定例会にて、不動産交換の契約議案として上程をさせていただきます。その契約議案を御可決いただいた場合には、所有権移転手続を進め、11月には手続が完了する見込みとなっております。以上です。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 御質問の3つ目、翼ふれあいプラザの土地・建物の借上料について御質問がございましたが、借上料につきましては、令和7年度予算におきまして431万2,500円でございます。金額の根拠でございますが、固定資産税課税標準額の4%ということで、ただし100円未満の端数は切り捨てとなっております。以上でございます。

○議長（神谷直子） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） 4番目の御質問にありました、旧高取幼稚園と翼ふれあいプラザの土地の路線価についてお答えさせていただきます。それぞれの土地において隣接している路線価についてお答えいたします。

旧高取幼稚園の路線価は4万8,700円。翼ふれあいプラザは8万1,900円。いずれも平米当たりでございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） ありがとうございます。

大体、先ほどの中でちょっと話がありましたけれども、JAとかなり何回か協議をされたという経過がありましたけれども、私が考えてみても非常に農協のほうに対して評価額だとか何かというのは、市の評価額に対して農協の評価額のほうが私は低いと感じております。その辺のところや何かがあって、結果、農協のほうがなかなか納得していただけなかったのかどうかということを一言お願いいたします。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） まず不動産鑑定の評価額については、不動産鑑定士の方がいろいろな情報を収集した上で積算されておりますので、双方の出た結果について隔たりがあったというのはまず事実です。当然、JAさんとしてもJAさんで依頼した鑑定士の評価された額を採用したいっていうのは当然の希望だと思いますけども、そこで市も隔たりがあるということを主張させていただいて、何とかこの40万円で落ち着いたということでございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） ただいま黒川議員が質問した件について引き続き質問したいと思います。

今回この主要成果説明書にも不動産鑑定評価額がJAと旧高取幼稚園跡地について示されておりますが、このそれぞれの評価額についてどのような積算でこのような額になったのか、平米及び坪単価で分かりやすく御説明いただきたいと思います。

それから現在の今賃借料払ってお借りしている翼ふれあいプラザの土地・建物について、現在のこの契約、どのような契約を行われているのか。できれば契約書の名称をお示しいただきたいんですけど、それからこれいつこれ契約行われたのか。それからその契約期間も併せて教えてく

ださい。

それから３点目としましては、今回、借地権がついてるのかなと思うんですけど、この借地権についての協議は行われてきたのか。それから借地権について、今回の算定金額にどのように反映されているのか、具体的に教えてください。

それから次に、これＪＡと旧高取幼稚園の間、これ市道が残った状況になってると思うんですけど、これ地図を確認しますと。これどのような協議の下、そのままこの市道についてＪＡが買取りをしないということになったんでしょうか。一体化すればＪＡとしてはすごく使いやすいかと思いますが、今回市道が残る状況かなと思うので、その状況について教えていただきたいのと、そうすると今この市道を市民が使ってるという情報もあるので、その市道は今までどおり市道として市民が使えるということによろしかったでしょうかという確認をしたいと思います。

引き続き、３款２項２目の保育サービス事業、保育園管理運営事業…

○議長（神谷直子）　ここでちょっと切りたいと思います。

答弁をお願いします。

財務グループ。

○財務Ｇ（平川亮二）　いくつか御質問いただいたうちで、財務グループ所管のところをお答えさせていただきます。

１つ目の評価額と坪単価のところについてお答えさせていただきます。今年度６月１日時点の最終的な評価額と平米単価でございますが、旧高取幼稚園用地はまず評価額としては１億７,３６０万円で平米単価は５万９,１００円、坪単価に直しますと約１９万５,０００円。翼ふれあいプラザの土地は１億４,５００万円で、平米単価は１１万８,０００円、坪単価に直しますと約３８万９,０００円でございます。主要・新規事業に書いてありますが、土地・建物合計の鑑定評価額が１億７,４００万円でございます。

次に、３つ目の御質問で借地権がついているのではないかとということでございますが、借地権についてはそもそもこの権利というのは建物の所有を目的として土地を借りる権利となりますので、今回、翼ふれあいプラザのところは土地も建物もＪＡさん所有になりますので、ちょっとこの借地権が該当するのかどうかは、ちょっと質問されてる方の意図がこちらでも確認は取れないんですけども、借地権は今回のケースは該当しないのではないかと考えております。よって、それによる反映とかそういったことは一切しておりません。

次に、４つ目、市道をなぜ買い取らないかということでございますが、協議の当初は市道についての要望があったようですが、最終的には市道の廃止についての要望はなかったということでございます。

最後、市道は今までどおり使用できるのかということで、市道の廃止はしませんので、おそらく稗田川沿いを散歩される方、近隣住民の方が使用されているということは聞いておりますので

引き続き使用できるということでございます。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 翼ふれあいプラザの賃貸借契約の件で3点御質問をいただきました。

まず1点目、契約書の名称ということでございますが、定期建物賃貸借契約書ということでございます。

それから契約日はいつかというところですが、平成18年の4月3日でございます。

それから契約期間ですが、平成18年4月3日から令和8年3月31日まででございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、続きをお願いいたします。

3款2項2目の保育サービス事業、保育園管理運営事業と小規模保育事業についてお伺いしていきます。

今回の補助期間が、事業期間が4月から10月となっているのはなぜなのか教えていただきたいと思います。

それから一般財源も一部充当することになるかと思いますが、その部分はどこになるのか教えてください。

それから、公立保育園につきましては現在、今回700円上げてその分は今回補助するという事なんですけど、それ以外に1人当たり市が負担している金額があればそれを教えてください。

それから今回、家庭的保育については補助金の対象外になる、ここに書かれていないのかどうか。そして、対象外であればその理由についても教えていただきたいと思います。

それから、今回、家庭的保育もそうなんですけど、公立幼稚園について補助金を充当していないということにこちらになるのかなと思うんですけど、公立保育園は補助するけど、公立幼稚園は充当しないという、なぜそのような措置になったのか、併せてお聞かせください。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず、1つ目の御質問の4月から10月の期間設定はなぜかという御質問でございます。愛知県の保育所等給食費軽減対策支援金につきましては、7月から10月までの3か月間ということで設定はされております。こちらの3か月の設定が今までの令和5年、6年同様の補助がされている中で、去年は半年ですね、2年前は1年間に該当で、今回は3か月ということで、これ国の県に対するいわゆる重点支援地方交付金の額に応じた期間設定というふうになっている中で、この3か月だけではなく、これだけで市のほうとしても補助するという形になりますと市のほうに充てられている同様の重点地方交付金の関係、地方創生交付金の割当額が大体1,200万円ほどある中で300万円ほど充当するという形になります。そうすると残りの900

万円に対しての有効な使い道っていうものを考慮する中で、この期間を延ばすことによって保育所等に対してのより手厚い支援ができるというところの中で4月から10月というふうに期間設定をさせていただきました。

続きまして、一財についてどこの部分に充てる予定なのかっていうことでございます。こちらいわゆる重点支援地方創生交付金、市の割当てのものを全てこの事業に充てるという形になりますと、9月分、10月分が該当する中で10月分が一部足らなくなるようなところが発生しますので、その部分について市の一財を充てるという考えになります。

次に、公立の保育園の値下げを併せて行うというところの中で、市の負担する額がいかほどかということでございます。今回、値上げをさせていただいたのは、今まで物価高騰に伴う賄材料費に相当する額を保護者から頂いてる中で、その足らず前については市のほうが要はかぶるという形の中で、その乖離が大きくなった中で700円の値上げをさせていただいたところでございます。

今回その設定後にも若干物価高騰がしている中で、ちょっとまだ正しい金額についてはお示しはできないんですけども、まだ100円を切るような形の中で若干市のほうが負担をしているという形になります。

この値上げの判断としては大体1か月1食分を市が負担することになったときに、その値上げについては検討するということを内部では考えてございます。

次に、家庭的保育は対象外なのかというところでございます。家庭的保育については、高浜市の吉浜北部保育園で調理したものを連携保育園所として吉浜北部保育園が家庭的保育のほうに配送している中で今回は対象の外とさせていただいております。

次に、公立の幼稚園について今回充当をしないということの理由についてでございます。今回、この民間保育所の給食費の補助金につきましても、これはあくまで保育所に対しての補助というものになります。ただ、値上げをしている保育所については、値下げをした部分、還付をするのであれば補助の対象にするというような制度の中で、公立保育園については今年度値上げをしたという位置づけの中で値下げをさせていただいていると。公立の幼稚園につきましても、いわゆる値上げを今年度行っていないという中で今回補助の対象とするものではない、値下げの対象とするものではないというふうに整理をしております。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、まずJAとの土地の交換について、再度、2回目の質問をしたいと思います。

令和3年度から協議をされたということなんですが、令和元年度いわゆる平成31年度には高取幼稚園機能移転ということなんですが、なぜこれ令和3年度から協議を行ったのでしょうか。

それから、先ほど借地権につきましては該当しないというような御答弁がございましたが、該

当しないってことで協議自体も行ってこなかったということでしょうか、J Aと。その確認をしたいと思います。

それから、市道、いわゆる今言ったJ Aと高取幼稚園の間の市道についてはJ Aのほうから要望がなかったということなんですけど、そうすると一体化して使えないということで、どのように使うか先ほど分からないっていう御答弁があったんですけど、そうなるといわゆる間に市道が入るということでなかなかちょっとここ道幅が4メートルないもんですから、なかなかちょっと開発も難しくなってくると駐車場ぐらいにしか使えないとなると、逆に言えば固定資産税も結構かかってしまうんじゃないかなというところなんですけど、そういうあたりについても、J Aさんのほうについては認識した上での市道の買取りがないということでよろしかったのか、その確認もしたいと思います。

それから、保育サービス事業のほうについてお伺いしたいと思います。家庭的保育については連携してるから対象外としたっていうんですけど、逆に何で連携してるんだったら対象としないのかなと思うんですけど、その連携してるから対象外っていうのがちょっとそこは私よく意味が分からなかったので補足していただけたらと思います。

それから、今回公立保育園のみということでお話が今あったんですけど、こども園に通っているいわゆる幼稚園機能としての通園をしている子供には多分これ補助が入ってるんじゃないかなと思うんですけど、その確認についてはどのようにになっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず家庭的保育のほうについては、あくまで自園調理をしているというところの中で整理をさせていただいてございます。

あと、こども園の幼稚園機能につきましては、いわゆる7、8、9月分になりますと8月夏休みに入るというような中で、幼稚園機能については8月分については県のほうは6月分のほうの給食費のほうで食数をカウントするというような形で示させてもらってますので、それに合わせて補助のほうを行うというふうに考えております。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） まず平成31年度、令和3年度の協議が始まるまでの間のお話でございますが、その間については部長以下の意見交換のようなレベルのものでJ Aさんと打合せ等しております。令和3年度に副市長も入って正式に協議をスタートしたということでございます。

2つ目の借地権の話については、先ほども申したとおり、今回の翼ふれあいプラザの事例は土地・建物はJ Aさんの所有のものです。そこへ建物の賃貸借契約により市が借りているというところですので、一般に借地権っておそらく言われると、土地は土地の地主から借地権を取ってその上に家を建てるとかそういったケースが一般的なケースだと思いますので、今回は借地権には

該当しないというふうに認識しているのと、それによって協議もしていないということでございます。

市道について、一体化して使えない、開発できないというお話でＪＡが認識しているかということですが、ＪＡさんは認識の上、市道は買い取らないというふうに、最終的に結論を出されたということでございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、倉田議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について反対いたします。

まず、地域内分権推進事業について反対の理由を申し上げます。

高取幼稚園の機能移転は平成31年4月には完了していました。また、高取幼稚園の閉園についてはそれよりもっと前に決定されていたことから、跡地利用について機能移転前から検討すべきでした。それから6年以上が経過してこのような土地の交換となったことから、長年、高取幼稚園跡地を有効活用できなかったこととなります。もっと早く解決に向け、契約を進めていれば、翼ふれあいプラザの賃借料、年間430万円について無駄な支払いをしなくてよくなったと考えます。また、翼ふれあいプラザについては定期建物賃借契約を結んでおり、平成18年4月3日より平成38年、令和8年3月31日までの契約期間となっています。よって、現在借地権がある土地・建物であることから、土地及び建物の交換について借地権についても考慮し、協議の中に入れていくべきではないでしょうか。よって、今回の金額の算定については、借地権の算定が加味されていない上、協議も行っていないことから賛成できません。

次に、愛知県からの補助金、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び高浜市一般会計を使い、物価高騰に直面する保護者及び保育所等の給食に係る経費負担を軽減するため補正予算計上となっています。この補正予算が可決されますと、民間の対象施設には子供1人当た

り1食100円、そして公立保育園では1人当たり1か月700円が税金を使って補助されることになります。しかし、公立幼稚園については補助の対象外となっています。現在、公立幼稚園ではデリバリー給食のため1食230円となっていますが、デリバリー給食終了後は1食300円となります。

今年度高浜市では、小中学校の給食について小学校では1食85円、中学校では1食95円の補助があり、小学校は1食215円、中学校では1食255円となっています。そして、公立保育園では、おやつ代込みで1か月5,850円となるところ、700円の補助が入ることで1食245円となりますが、11月以降補助がなくても1か月当たり市の税金を150円程度充当していることもあり、おやつ代込みで1食278円の計算となります。よって、11月以降、今年度の給食費は小学生が1食215円、中学生は1食255円、公立保育園はおやつ代込みで1食278円に対し、公立幼稚園はデリバリー終了後、1食300円となってしまいます。

なぜ、公立幼稚園だけ補助金を充当しないのでしょうか。国や県の補助金、補助制度を利用して給食費の補助に充てることは賛成できますが、同じ公立園であるにもかかわらず、幼稚園について手当されなかったことは公平性に欠けることから反対といたします。以上です。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長(神谷直子) 賛成討論を求めます。

2番、荒川議員。

〔2番 荒川義孝 登壇〕

○2番(荒川義孝) それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第53号 令和7年度高浜市一般会計補正予算(第5回)について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

地域内分権推進事業、土地・家屋購入費について、様々な観点から述べさせていただきます。

先ほどの質疑において、翼ふれあいプラザの建物借上料として毎年約430万円を計上していると御答弁をいただきました。建物借上料や借地料の支払いは、どの自治体においても財政に重荷となっているということは過言ではありません。

では、仮にこの建物を買収した場合、価格は総額1億7,400万円とされることから、買い取る財源が見当たらないのも事実であります。財政負担を緩和するためには、建物借上料や借地料、そして買取りなど極力減らしていくことが必要であります。

では、旧高取幼稚園用地について、売却した場合の価格は1億7,360万円ではありますが、立地が学校や河川に隣接していることや内地であることから土地利用の観点から、売却先については想像が付きません。

このことから、旧高取幼稚園用地の隣地にJ Aあいち中央産直センターがあること、翼ふれあいプラザをJ Aあいち中央から借り上げていることから、普通財産の活用並びに歳入確保及び歳出削減の観点、そして時間をかけて協議されたことにより交換差金が40万円に収まることから

交換を選択したことはベストな選択と言っても過言ではありません。

また、活用の観点からも、先ほど借地権の設定云々というようなお話がありましたが具体的な根拠は示されませんでした。翼ふれあいプラザは土地・建物が一体的に市の財産として活用ができ、旧高取幼稚園については私が令和2年3月議会において討論の際に申し上げたとおり、閉園当時から高取まちづくり協議会を中心に旧高取幼稚園の利活用などにより、児童、子育て世代が集う拠点、そして高齢者が集う拠点づくりに、若者の参画が可能な異世代交流が可能となるよう、また農福連携など様々な観点から地域の課題を解決し、新たなものを生み出す複合的な拠点づくりができないかと幅広い世代の住民の皆様より要望・意見が出されたところであり、協議が時間がかかったというふうに推測できます。

今回、JAあいち中央が取得することにより、間に市道が通っているという話もありますが、逆に地域にとって賑わいと交流を生み出し、より一層地域の活性化の拠点になることが期待できます。

最後になりますが、地方自治法第237条第2項及び高浜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例にのっとり進められ、本市とJAあいち中央双方にメリットがあり、地域にとって有益であることは言うまでもないことを申し添え、賛成とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔2番 荒川義孝 降壇〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第53号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 日程第5 報告第11号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告、説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、報告第11号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

報告第11号の2ページ目をお願いいたします。

報告第11号は、向山町未認定道路の側溝蓋による車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関し、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により議会に御報告をいたすものでございます。

(3) 事故の概要でございますが、令和7年4月15日に向山町五丁目24番地先道路において、相手方が乗用車で走行中、変形した道路側溝蓋を踏んだところ、当該側溝蓋が跳ね上がり車両左側と接触したことにより、当該箇所が損傷し損害が生じたものでございます。

この事故における過失割合を、(4)のとおり、市100%、相手方ゼロ%とし、市が負担する損害賠償の債務の額は相手方の損害額23万1,172円の全額と決定いたしました。

本件に関しては、その他の債権債務がないことを相互に確認することとして、和解したものでございます。説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 以上で報告を終わります。

○議長（神谷直子） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れ様でございました。

令和7年第5回高浜市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私どものほうから提案をさせていただきました、議案2件、報告1件につきまして、慎重に御審議をいただき、原案のとおり御可決を賜り、あるいはお聞き取りを賜り、誠にありがとうございました。議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（神谷直子） これをもって、令和7年第5回高浜市議会臨時会を閉会いたします。

本日は、議員各位の慎重なる御審議をいただきましたことに厚くお礼を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午前10時54分閉会
